

東北運輸局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和4年1月12日(水)	東北運輸局 4階会議室
委員		委員長 長谷部 弘 出席 委員 高橋 真 出席 委員 瀬口 孝 出席	東北大学名誉教授 尚絅学院大学大学院 教授 弁護士
審議対象期間		令和2年10月1日	～ 令和3年9月30日
抽出案件			(備考)
工 事	総契約件数	総件数	7 件
	①一般競争契約(政府調達に関する協定適用対象工事)		0 件
	②一般競争契約(①以外)		7 件
	③ 工事希望型競争入札方式		0 件
	④ ③以外の指名競争入札方式		0 件
	⑤ 随意契約方式		0 件
建設コンサルタント業務等	総契約件数	総件数	0 件
	① 一般競争入札方式		0 件
	② 公募型競争入札方式		0 件
	③ 簡易公募型競争入札方式		0 件
	④ ②及び③以外の指名競争入札方式		0 件
	⑤ 公募型プロポーザル方式		0 件
	⑥ 簡易公募型プロポーザル方式		0 件
	⑦ 標準プロポーザル方式		0 件
	⑧ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約		0 件
	ア プロポーザル方式へ移行したもの		0 件
	イ ア以外のもの		0 件
⑨ 随意契約方式		0 件	

物品の製造、 物品の買い入 れ、物件の借り 入れ及び役務 の提供等	総契約件数	総件数 49 件	
	① 一般競争入札方式	23 件	
	②指名競争入札方式	0 件	
	③企画競争方式	24 件	
	④参加者の有無を確認する公募 手続きを行った契約	2 件	
	ア 企画競争方式へ移行したも の	0 件	
	イ ア以外のもの	2 件	
	⑤随意契約方式	0 件	
委員からの意 見・質問、それ に対する回答	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による 意見の具申又 は勧告の内容	無し		

東北運輸局 入札監視委員会再苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所	令和4年1月12日(水) 東北運輸局 4階会議室				
委員	委員長 長谷部 弘	出席	東北大学名誉教授		
	委員 高橋 真	出席	尚絅学院大学大学院 教授		
	委員 瀬口 孝	出席	弁護士		
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年9月30日				
苦情対象工事件数	総件数 0件	〈備考〉			
一般競争	0件				
通常指名競争	0件				
随意契約	0件				
指名停止等措置	0件				
苦情申立概要		申立日	件名	契約方式	内容等
	(1)				
	(2)				
委員からの意見・質問、それに対する回答	無し				
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し				

別紙

一般競争入札案件について

意見・質問	回答
<p>官用PC等の購入の落札ですが、落札率が61.9%であり、予定価格より約4割ほど少ない状況です。何社の応札があったのでしょうか。</p>	<p>2社です。</p>
<p>もう1社の応札額はわかりますか。</p>	<p>予定価格307万円に対しまして応札額は280万円です。</p>
<p>そちらの企業は無難というか、予定価格に近いわけですね。</p>	<p>物の購入であって、この程度の能力のPCを購入することなので、あまりにも安価であれば不安は感じますが、安価に調達したいと考えています。</p>
<p>何年か前にある企業が非常に低い落札率で入って、そのメンテナンスの入札を行おうと思ったら、実はその会社以外の者が参入できないということがありました。そちらは予定価格どおり何年も続いたというケースがありましたので、極端に落札率が低いと、関連して来年、再来年に何かあるのかと見てしまうので、それで確認した次第です。</p>	<p>—</p>
<p>東北運輸局では、それが安いけど大丈夫だったという確認を仕組みとしてしているのでしょうか。入札した結果というのは、完成品を購入するというより、実際、工事なり事業をやってみた結果がどうであったかということのほうがとても大事です。コストパフォーマンスという点から見れば、安くて質が良いというものであれば一番良いのであって、そこを担保する仕組みはあるのでしょうか。</p>	<p>物であれ調査であれ検査検収として、求めたものが適正に履行されたかどうかというチェックをします。チェックが終わったものに対して請求書が来てお支払いをします。そういう仕組みは当然のこととして、質を確認する仕組みはありません。</p>
<p>その仕事はお金に見合ったものだったのかということを確認する仕組みというのはとても大事で、入札が正しく行われたかということだけで済ませているような気がします。その仕組みを作っていないだけではないでしょうか。</p>	<p>ご認識されているとおり、仕組みとしてそういったものはありません。予算の執行に携わる者は、そういうところも気をつけて仕事を進めていきたいと思えます。</p>
<p>企画競争にしる入札にしる、法に触れるような場合は排除するわけです。期待したほどは成果が上がらなかったという業者が次も入ってきます。次、入ってきた時に前回期待したほどでは無かったという業者だからといって排除はできませんし、落札率がもし低ければそのままスルーします。それがずっと続くということがあり得るわけです。</p>	<p>—</p>
<p>今後の改善点というのがありまして、これは6社に説明書を配付して1社は辞退したが、1社しか応札しなかった、残り4社について何で応札しなかったのかという理由の聞き取りを行い、同種の工事を公告する際に参考とすると書かれていますが、これは実際に行われましたか。</p>	<p>工事でこの規模のものは少ないので、次の案件が来た時に行うということにしています。</p>
<p>新たなシステムを導入する時が、入札方式で一番問われるところですが、入札を行ったことによって客観性がどれだけ担保できるのでしょうか。それであれば、随意契約が一番パフォーマンスが良かった方が良くて、しかし、価格交渉に関してはこれだけ一生懸命苦勞して交渉しましたということで、良いのではないのでしょうか。</p>	<p>国から価格交渉を行うことはありません。</p>

別紙

一般競争入札案件について

意見・質問	回答
入札方式を取ることによって、実質的に価格交渉力と品質の保持というものに影響を与えることができるということですね。	—
どちらにせよその企業に決まるのであったら、予定価格を毎年下げていき、実質前と同じようにやってくださいと。前回の入札価格を予定価格に入れて、それはできないですとその企業が抜けたら、他の企業が入れる可能性が出てきます。それも知恵かなという気がします。価格交渉ができないのであれば、予定価格を下げればよい、そうすれば価格競争ができるのではないのでしょうか。	—
ただ、そうした時に、では、うちはやりませんからと言われると、担当者は苦しいですね。	—
価格というものを勘案しながら、これからも入札を利用して適切な購入をしてください。	—
次年度の予定価格に関して、昨年度の価格を参考にして、引き下げる可能性も検討して下さい。	—
この関連機器の更新というのは、従来のシステムは維持したままという意味ですね。	そのとおりです。
それはシステムが同じだったら、機械があればそこで請け負うしかないわけですから、こういうのは難しいですね。ですから、正当な説明ができるようなやり方を取っていただければと思います。	—
次に大規模な導入をする時にはいろいろと工夫を宜しくお願いします。競争は産業発展論的に言えば、良い競争と悪い競争があります。良い競争になるように入札制度を生かしていただければと思います。	—

別紙

企画競争案件について

意見・質問	回答
	<p>昨年、本委員会でご指摘をいただきました案件について、報告をさせていただきます。企画競争委員会の委員に外部者を入れることについてということでご指摘をいただいていた。国際観光課の事業につきましては、東北観光推進機構と連携して事業を行っております。その関係もありまして、審査委員として東北観光推進機構から1名参加をいただいております。大変知見を持った方、事業の内容も存じ上げている方が審査をいただくことで公平な審査ができるのではないかと考えておりまして、現状これ以上外部の方を増やす予定はございません。企画競争提案書の事業者名の墨消しについてですが、こちらは賛否両論あるかと思っております。他局等の実施状況を調査した上で、部内で検討を行いましたところ、墨消しは今後も行わない方向で進める予定をしております。事業者を特定できる情報を消すことによって公平性が担保される可能性は当然あるものの、事業結果を踏まえた事業遂行の現実性の評価というのが少し難しくなったり、評価の低い事業者であっても提案書の出来栄が良ければそれで採用されてしまうという懸念もあるというところから、事業者名はそのまま残すという形で進めたいと考えているところです。</p>
<p>業者の墨消しの件ですけれども、資料の2つ目はA、B、C、D、E社と、資料の3つ目はもA、B社となっていますが、評価する委員の各委員の方はA、B、C、D、E社というのは、具体的な企業名が入った形で知らされているのか、A、B、C、D、Eのアルファベットのままで評価しているのかということをお教えください。</p>	<p>企業名が入っています。</p>
<p>例えばA社からE社までに関して、この5社が企業として参加していますと委員に知らせることは、どういう企業かは評価する側が委員として認識する必要があるため、この会社はこういう会社でこの会社はこういう業績があつてというのを事前に情報としては知っておく必要があるからいいですけれども、A社からE社という5社のところに具体的なそういう企業名が入ってしまうと予断が入る、評価する側としては、ところが、これを伏せてA社からE社という5社をどの企業かというのを分からないでプレゼンさせると、この評価が変わります。墨消ししてほしいという話は前回出ましたが、それは変わりません。評価に企業名が記入されていると影響を及ぼします。別のところだとそれは入れないようにしているところもあります。評価者は企画競争の場合は企画内容を見て評価しているはずなのに、企業名が頭の中に入っているため、その評価にやはり影響を及ぼします。墨消しはしないと説明されたけれども、その工夫を検討してもらえませんか。</p>	<p>企画提案書に業者名を記載をいただいております。おっしゃられるように事業者名によるバイアスがかかる可能性は当然ございます。ただ、先ほど申し上げた事業者名がない状態、企画提案書のみで見た場合に、企画提案書の出来栄が非常によいと、そうすると採用される可能性は高く、実際の運営が困難です。</p>
<p>プレゼンはプレゼンの評価表、企業の評価表は別に作れば良いのではないのでしょうか。</p>	<p>—</p>

別紙

企画競争案件について

意見・質問	回答
企業実績から企業資本金から従業員から社会貢献度から項目を作って、ある候補者のうちA社、B社、C社、D社の順が、プレゼンではD社、C社、E社、A社の順になった時はウエートづけを行えば良いでしょう。企業評価表を6割にしてプレゼンを4割にするとかという、ウエートづけを行えば総合評価ができます。	—
株式の格付けのように企業評価を用意しておいて、もう一方でプレゼンの評価を行い、そうすると総合的に評価しましたと言えます。	—
委員の恣意性があり、委員の個人的に持っている情報が入りますので、それを排除する意味では、やはり墨消しをしないというのであれば墨消ししないで構いませんけれども、企業に関する情報とプレゼンの評価の二本立てを用意しておいたほうが良いのでは。	—
なるべく恣意性の働く領域を減らすということは、したほうが良いと思います。	—